

受診者様の権利について

一般社団法人 長野県労働基準協会連合会 松本健診所では、受診者様の権利について、以下のとおり定めております。

1. 良質な健診を受ける権利
受診者様は、良質で適切な健診を、差別なく公平に受ける権利があります。
2. 自己決定の権利
受診者様は、説明を十分に理解した上で、検査を受けるかどうかを決定できる権利があります。
3. 情報に対する権利
受診者様は、ご自身のあらゆる検査結果などの情報を知る権利、または説明を受ける権利があります。
4. 守秘義務に対する権利
受診者様ご自身の健康診断結果など、あらゆる個人情報については、当会が定める「個人情報に関する基本方針」に基づき守られる権利があります。
5. 尊厳に関する権利
受診者様は、ご自身の価値観を尊重される権利があります。

平成30年10月1日

一般社団法人 長野県労働基準協会連合会 松本健診所
所長 森泉 哲次